

財源：個人口座(所属企業の申請に基づき社会保険運営機構が管理する銀行等に開設)に納付する保険料、社会保障基金(各地域において社会的にプールされる統一社会保険会計)へ納付する保険料及び政府の補助金である。

〈表2-81〉中国の都市従業者基本年金の保険料等

保険料の区分等	保 険 料 等
個人口座の保険料	個人口座分に対して企業、従業員本人負担分を合わせ賃金の11%を積み立てなければならないこととされている。移行措置が講じられているが、最終的には従業員本人負担分は8.0%とし、残り3.0%を企業が負担することとされている。北京市の場合、毎月、企業は賃金の3.0%、従業員本人は8.0%を負担する(賃金とは当該従業者の前年平均月額賃金)。
社会保障基金の保険料	社会保障基金分及び個人口座分に係る企業負担分は賃金の20%を超えないものとされている(20%を超える場合には労働社会保障部及び財政部の審査が必要)。この企業負担分のうち、個人口座用の負担分を除いた額を社会保障基金に納付する。北京市の場合、企業が基金分として賃金の16%を負担する。
低賃金労働者及び高賃金労働者の保険料調整	従業者の賃金が当該地域の最低賃金標準より低い場合には、最低賃金標準をもとに保険料が算定される。また、従業者の賃金が当該地域の平均賃金の300%を超える場合には、300%を超える部分については保険料算定の対象としない。
納付の方法	企業は従業員分を含め、企業が口座を開き社会保険運営機構が委託する銀行に納付する。
地方・中央政府の補助金	給付等の支出に対して保険料収入が不足した場合には、各省区政府、直轄市政府が補填する。中央政府の財政からも補助金が投入されている(2002年末の財政投入額は560億元。うち中央政府からの補助金は408億元)。

資料出所 中国政府資料

適用対象：企業(国有企業、集団企業、株式会社、外資企業、私営企業、個人商店等を含む。公務員や準行政事業単位等は含まない)に勤務する都市労働者である。

給付要件：本制度開始後就業し15年以上保険料を納め、退職年齢に達した者。退職後基本年金を受給できる。法律で定めている退職年齢は一般的に男性60歳、女性50歳(幹部級は55歳)である^(注4)。本制度

実施前に就業した者で、10年以上納付した者も受給できる。ただし、保険料納付期間に応じて基礎年金が減額される。

給付内容：個人口座分からの給付及び社会保障基金の給付によって構成される。なお、以前は企業や管理機関が給付業務を行っていたが、給付用積立金の流用等の問題が深刻化したことや経営状況等に左右され迅速に給付が行われなかったことから、現在は給付業務を企業から切り離し、銀行等を通じて給付している。

〈表2-82〉中国の都市従業者基本年金の給付内容

給付区分	給 付 内 容 等
個人口座分	個人口座残高の120分の1が給付される。
基礎年金	退職時より毎月、各省区及び直轄市地域の平均賃金の20%が給付される。なお、制度施行後就業した者で、従業者本人の保険料の納付期間が15年に満たない場合には、基礎年金を受給することができない。この場合、個人口座分については一括して支払われる。
過渡的年金等	制度実施前に既に退職している者は従来の規定により年金が給付される。また、制度実施前に就業し、制度実施後に退職した者で、かつ、従業者本人の原則15年分以上に相当する保険料等をこれまで納付していたとみなされる者については、基礎年金及び個人口座分に加えて過渡的年金等が給付される。

資料出所 中国政府資料

(注) 過渡的年金：制度実施前から就業していた者に対する経過的な付加年金(過去の既得権の代替的な意味をもつ。基本年金制度が確立するまでは、各国有企業等が掛け金等を徴収し年金を給付していたこと、またこれらの者は個人口座の残高が比較的少ないことに鑑み、相応の給付を行うこととしたもの。北京市の場合、1992年から1997年の被保険者の平均月額賃金(賃金スライドによって調整)を基礎として、当該月額賃金に制度実施前の勤務年数を乗じ、その1%分を毎月給付する)。

c 農村部の年金保障

各地域の経済発展に程度差があること及び公費補填や財政調整等が困難であること等から、全国統一的な年金制度の整備に至っておらず、人口の約70%を占める農村部住民及び農業戸籍者に対しては、公的年金制度が十分カバーされていない。なお、都市基本年金制

農村部における公的年金制度加入の低さの原因

- 1 保険料負担の余裕のなさ
経済発展が遅れている地域では、給付に対応できる保険料を負担する余裕がなく、強制的な徴収は住民の反発を招くこと。
- 2 家庭責任を重視する風潮
農村部の生産方式が、従前の集団方式から個人請負

方式が変わったことに伴い、老後保障は各家庭の扶養で行うべきとの意識が高いこと。

3 基金管理の不徹底

基金管理が徹底しておらず、用途の分散等が見られ、住民の理解が得がたいこと。

度の農村部への適用拡大については、都市部の給付水準の低下、年金財政の不安定要因につながりかねず、政府は否定的である^(注5)。

一方、経済水準が高い農村部では、1991年以降、国が導入した農村社会年金保険を実施する地域もある。これは、郷鎮企業や私営企業従業者も含めた任意加入、完全積立方式(個人口座)による年金保険であり、政府機関による年金貯蓄の支援・代行、自主的な防貧対策の喚起、個人口座への補助といった面が重視されている。この農村社会年金保険への加入者については、計画出産政策により家庭扶養力が低下しているにもかかわらず、1998年から2003年までの間、30%以上も減少し、約5,378万人(前年比50万人減)をカバーするに留まっている(2004年末)。

d 最近の動き

(a) 都市年金制度における財政問題

近年、保険料収支ギャップが拡大し、社会保障基金に対する公費補填が増加している。特に、旧制度適用者や、新制度適用前から勤務し新制度後に退職した者に対する経過的・特例的な給付が増大している。また、個人口座に対する企業負担分保険料等が経過的・特例的な給付に流用されるなど、本来積み立ててあるはずの個人口座の残高が少ないという「空帳」の問題も発生している。個人口座部分の積立方式が形骸化し、現在及び将来の大きな債務負担(二重の負担)になる可能性がある。

2001年から遼寧省で、2004年から吉林省、黒龍江省で開始した改革モデルでは、個人口座と社会保障基金の管理を峻別するとともに、年金財政不足額のうち中央財源から75%、省財源が25%負担している。因みに、不足額は2兆5000億元とされている。

(b) 企業補充年金保険の展開

都市年金の第二の柱として、企業の人材確保や労働意欲の向上を目的として、企業と個人の共同納付による個人口座方式の企業補充年金制度の推進されている^(注6)。労働者は貯蓄志向が強いことから、加入者数は約700万人(2003年)と普及は遅れている。この他、個人納付による貯蓄型年金保険がある。

(c) 農村年金の拡大方針

これまでの制度運営が順調でなかった点を踏まえ、実施体制の強化、経済的水準の高い農村から順次普及させること等を通じ、2010年に農村労働力のカバー率を30%に拡充する方針とされている。また、中国政府からの日本政府への要請を受け、2005年度、「農村部社会養老保険制度改革支援」をテーマとする開発調査を実施中である。

(d) 農村部の計画出産家庭に対する年金以外の扶助制度の試行

「多産の処罰」から「少産の奨励」への転換を図るため、計画出産を遵守し、家庭内扶養力が低下した農村家庭に対して、60歳以降、毎月概ね50元支給する制度(農村部分計画生育家庭奨励扶助制度)が、中西部の農村を対象として、2004年から国家人口・計画生育委員会により試行されている。社会保険ではないが、農村年金と類似した制度である。2005年国家予算上4億元が計上され、地域を拡大し、135万人強に支給する計画とされている。

(2) 医療保険制度等

a 制度の類型

基本的な公的医療保障制度としては、都市企業労働者及びその退職者に対する都市従業者基本医療保険制度、公務員に対する公務員医療補助制度^(注7)、農村住民に対する農村合作医療制度がある。都市部と農村部では、医療保障機能及びカバー率に格差があり、90年代以降拡大している。

〈図2-4〉中国の自費受診者及び私的保険のみ利用受診者の割合(2003)

